

社会福祉法人あおぞら福社会 感染対策規定

第1章 細 則

第1条

この規定は社会福祉法人あおぞら福社会の利用者の健康と安全を守るための支援がもとめられる事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者と職員の健康と安全を継続的に守るために取り組むための基本的な考え方を以下のとおりとする。

第2条 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を、施設・事業者等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い高齢者福祉サービス支援及び障がい者福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みを行う

第3条 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応の整備

（1）平常時の対策

① 感染対策委員会の設置

社会福祉法人あおぞら福社会では、感染症等予防およびまん延の防止のため、感染症対策委員会を設置する

② 感染症対策委員会の構成員

- ・委員長 統括部長
- ・委員 事務長
- ・委員 事業所管理者
- ・その他、必要に応じ、嘱託医師、看護職員、栄養士、知見を有する専門家にも参加していただく

③ 感染対策委員会の開催

- ・年2回定期的に開催する
- ・また、緊急時等必要ある時は、臨時委員会を開催する

④ 感染対策委員会の実施内容

1. 感染対策マニュアルの作成、見直し
2. 感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
3. 年1回以上の職員研修・訓練の企画および実施
4. 感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実行し、職員への周知徹底を図る

5. 感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を、必要に応じて調査・見直しを行う

第4条 感染防止対策

利用者・職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防対策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。標準予防策は、汗を除くすべての血液・分泌物・排泄物・創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

1. 手指消毒（手洗い・手指消毒）
2. 個人防護具（手袋・マスク・ガウン・フェイスシールド等）
3. 呼吸器衛生（咳エチケット）
4. 環境整備（整理整頓・清掃・感染性廃棄物の処理）

第5条 発生時の対応

- (1) 各事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容及び対応について全職員に周知する
- (2) 速やかに行政報告する
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い協議する
- (4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてみん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する

第6条 感染対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各施設において感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に常に努める
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報に更新していく
- (3) 「感染対策マニュアル（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める

第7条 本指針は閲覧に関する基本方針

社会福祉法人あおぞら福祉会では、本指針をホームページにも掲載し公表するものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。